

地震の発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

(1)地震発生時の措置

- 大地震（震度 5 弱以上）が発生した場合
 - 始業前に発生・・・臨時休校
 - 授業中に発生・・・授業中止（状況により学校待機、または集団下校の措置をとる）
翌日、臨時休校
 - 放課後に発生・・・翌日、臨時休校

- 震度 5 弱未満の地震が発生した場合
 - 学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がないかぎり登校する。

- *大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なりますので学校から連絡を致します。

- *登下校中に大地震が発生した時は、危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、登校時においては原則登校、下校時においては原則帰宅を基本といたします。

(2)「暴風警報」または「特別警報」発令時の措置

茨木市に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとります。
(なお、「大雨」や「大雨・洪水」の警報が発令された場合については通常どおり登校)

午前 7 時の時点で警報発令の場合・・・自宅待機
午前 9 時までに警報が解除された場合・・・解除された時点で登校
午前 9 時に警報が解除されていない場合・・・臨時休校

- *登校後に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。

 - *午前7時の時点で「暴風警報」または「特別警報」発令の場合、その日の給食は自動的にキャンセルされます。
- (「暴風警報」または「特別警報」が、午前7時以降・午前9時までに解除され、登校する際には、昼食を持参してください。)**